

伊 勢 市 公 報

第 243 号
平成 27 年 12 月 21 日
月 曜 日

目 次

	頁
告 示	
○ 道路の供用開始について	2
○ 道路の区域変更について	3
○ 道路の供用開始について	4
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係 ・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	5
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	6
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	7
○ 伊勢市水道事業及び伊勢市下水道事業に係る公金の徴収又は収納に関する事務の私人への委託について	8
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	9
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	10
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	11
○ 公示送達	12
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更に係る案の縦覧について	13
○ パブリックコメントの実施について	15
○ パブリックコメントの実施について	18
○ パブリックコメントの実施について	21
○ 犬の抑留について	24
上下水道事業公告	
○ 公共下水道事業受益者負担金の平成 28 年度賦課対象区域について	25
監査委員公表	
○ 平成 27 年度定期監査等結果の公表について	27

伊勢市告示第 114 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 27 年 12 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
今一色 26-14 号線	二見町今一色 260 番 4 地先から 二見町今一色 260 番 2 地先まで	平成 27 年 12 月 2 日

伊勢市告示第 115 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 27 年 12 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	茶屋 1 号線	二見町江字草山 578 番 5 地内から 二見町江字草山 578 番 5 地先まで	旧	3.0～3.0	75.5
			新	3.8～5.2	36.0

伊勢市告示第 116 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 27 年 12 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
茶屋 1 号線	二見町江字草山 578 番 5 地内から 二見町江字草山 578 番 5 地先まで	平成 27 年 12 月 15 日

伊勢市選挙管理委員会告示第 59 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 27 年 12 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,138 人

- 2 市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 11 項、同法第 5 条第 15 項及び同法第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

17,817 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

35,633 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 106,898 人

伊勢市上下水道事業告示第 17 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 27 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
388	阪口設備企画	津市高茶屋小森町 1623 番地 12	平成 27 年 11 月 26 日

伊勢市上下水道事業告示第 18 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 27 年 12 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
342	三菱電機システムサービス株式会社	東京都世田谷区太子堂 4 丁目 1 番 1 号	平成 27 年 11 月 27 日

伊勢市上下水道事業告示第 19 号

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 33 条の 2 の規定に基づき、伊勢市水道事業及び伊勢市下水道事業に係る公金の徴収又は収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示します。

平成 27 年 12 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事務を委託した者

愛知県名古屋市中村区椿町 1 番 1 6 号
株式会社タカダ 中部支店

2 委託した事務

次の公金の徴収又は収納の事務

(1) 水道事業

水道料金、水道加入金、修繕料及び手数料

(2) 下水道事業

下水道使用料、下水道事業受益者負担金、下水道事業区域外流入
協力金及び手数料

3 委託期間

平成 28 年 1 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日まで

伊勢市上下水道事業告示第 20 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 27 年 12 月 15 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口にて備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 27 年 12 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 28 年 1 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
浦口 1 丁目、浦口 2 丁目、二俣 1 丁目、辻久留 1 丁目、一之木 3 丁目、
一之木 4 丁目、大世古 3 丁目及び勢田町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市上下水道事業告示第 21 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 27 年 12 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
389	ブヘヤ	多気郡明和町北藤原 277 番地	平成 27 年 12 月 10 日

伊勢市公告第 83 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 27 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 84 号

公 示 送 達

次の者の平成 27 年度市民税・県民税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 27 年 12 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略
省略	省略

伊勢市公告第 85 号

伊勢市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、平成 28 年 1 月 4 日までに市に意見書を提出することができます。当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び処理の結果を併せて公告します。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、平成 28 年 1 月 4 日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができます。

平成 27 年 12 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 伊勢市農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間
自 平成 27 年 12 月 4 日
至 平成 28 年 1 月 4 日

- 2 伊勢市農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先
伊勢市産業観光部 農林水産課
郵送 〒516-8501
伊勢市御薊町長屋 1221 番地 伊勢市役所 農林水産課
T E L 0596-22-0370
F A X 0596-21-5605
電子メール nourin@city.ise.mie.jp

3 意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項

意見書は、意見の要旨並びに住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

4 異議の申出方法、申出に当たっての留意事項

申出書は、住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記申出先に直接持参するか、郵送により提出してください。

伊勢市公告第 86 号

伊勢市公共施設等総合管理計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市公共施設等総合管理計画（案）を公表します。

なお、伊勢市公共施設等総合管理計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 27 年 12 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市公共施設等総合管理計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 情報戦略局情報調査室
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所地域振興課
- (4) 小俣総合支所地域振興課
- (5) 御園総合支所地域振興課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 平成 27 年 12 月 11 日（金）

至 平成 28 年 1 月 15 日（金）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案
に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市公共施設等総合管理計画（案）」に対する意見として、伊勢市情報戦略局情報調査室に持参、

郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市情報戦略局情報調査室 伊勢市役所本館 2階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 情報調査室

ファクシミリ 0596-21-5522

電子メール johou-cyousa@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成28年1月15日(金)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市情報戦略局情報調査室 電話 0596-21-5548

伊勢市公告第 87 号

第 2 期伊勢市生活排水対策推進計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり第 2 期伊勢市生活排水対策推進計画（案）を公表します。

なお、第 2 期伊勢市生活排水対策推進計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 27 年 12 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

第 2 期伊勢市生活排水対策推進計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 環境生活部環境課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所地域振興課
- (4) 小俣総合支所地域振興課
- (5) 御園総合支所地域振興課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 平成 27 年 12 月 11 日（金）

至 平成 28 年 1 月 15 日（金）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名及び住所を明記の上、「第 2 期伊勢市生活排水対策推進計画(案)」に対する意見として、伊勢市環境生活部環境課に持参、郵送、ファク

シミリ又は電子メールで提出してください。

〔提出先〕

伊勢市環境生活部環境課 伊勢市役所東庁舎 2階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 環境課

ファクシミリ 0596-21-5522

電子メール kankyo@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成28年1月15日(金)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市環境生活部環境課 電話 0596-21-5541

伊勢市公告第 88 号

伊勢市地域公共交通網形成計画を作成したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市地域公共交通網形成計画（案）を公表します。

なお、伊勢市地域公共交通網形成計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 27 年 12 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市地域公共交通網形成計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 都市整備部交通政策課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所地域振興課
- (4) 小俣総合支所地域振興課
- (5) 御園総合支所地域振興課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 平成 27 年 12 月 11 日（金）

至 平成 28 年 1 月 15 日（金）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に在する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市地域公共交通網形成計画（案）」に対する意見として、伊勢市都市整備部交通政策課に持参、

郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市都市整備部交通政策課 伊勢市役所東庁舎 2階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 交通政策課

ファクシミリ 0596-21-5555

電子メール koutsu@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成28年1月15日(金)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市都市整備部交通政策課 電話 0596-21-5593

伊勢市公告第 89 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 27 年 12 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	御菌町新開	雑種	白	雄	小	91 日 以上	黒地に 白の星 型首輪、 左側の 胴：茶色 の丸い ぶち

2 抑留した日 平成 27 年 12 月 11 日

3 抑留期限 平成 27 年 12 月 18 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市上下水道事業公告第4号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年伊勢市条例第177号)第5条の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の平成28年度賦課対象区域を定めたので公告します。

平成27年12月14日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成28年度賦課対象区域

1 いせ第1負担区

馬瀬町の一部

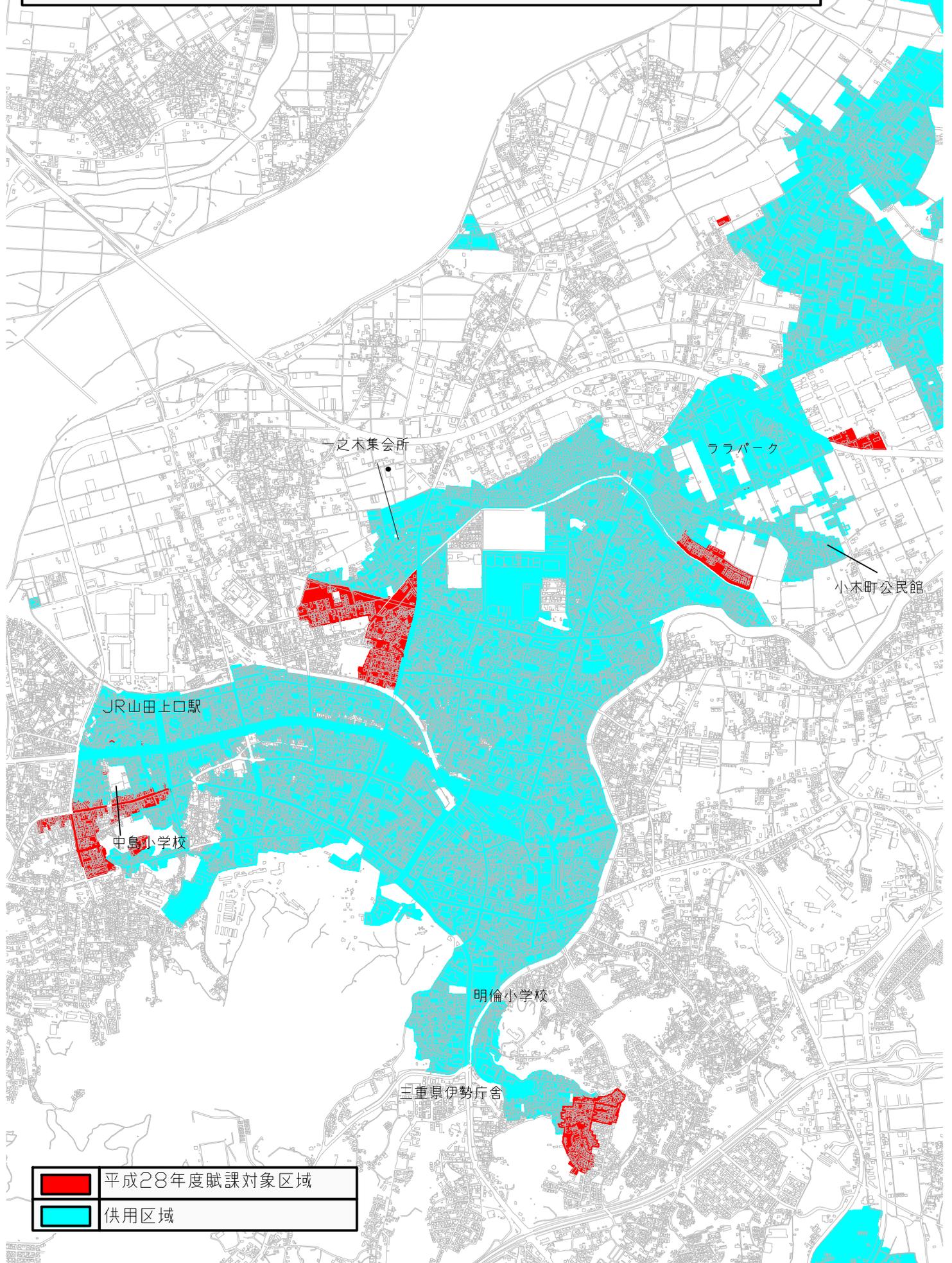
2 いせ第3負担区

船江2丁目、船江3丁目、大世古3丁目、大世古4丁目、一之木3丁目、一之木4丁目、浦口1丁目、浦口2丁目、浦口3丁目、二俣1丁目、二俣2丁目、辻久留1丁目及び勢田町の各一部

3 いせ第4負担区

辻久留1丁目、中島2丁目及び小木町の一部

平成28年度 下水道事業受益者負担金賦課対象範囲



伊勢市監査委員公表第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査、同条第 5 項の規定に基づく随時監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成 27 年 12 月 8 日

伊勢市監査委員	畑	芳	嗣
伊勢市監査委員	中	井	豊
伊勢市監査委員	佐之井	久	紀

平成 27 年度

定期監査結果等報告書（前期）

伊勢市監査委員

目 次

定	期 監 査	1 頁
1	実施期間及び対象箇所	1 頁
2	定期監査の対象事務	1 頁
3	監査を実施した監査委員	1 頁
4	監 査 の 方 法	1 頁
5	監 査 の 主 眼	1 頁
6	監 査 の 結 果	2 頁
	検 査 室	3 頁
	総 務 部	3 頁
	危 機 管 理 部	5 頁
	情 報 戦 略 局	5 頁
	環 境 生 活 部	6 頁
	健 康 福 祉 部	7 頁
	産 業 観 光 部	9 頁
	御 菌 総 合 支 所	10 頁
	会 計 課	11 頁
	市 立 伊 勢 総 合 病 院	11 頁
	議 会 事 務 局	11 頁
	監 査 委 員 事 務 局	12 頁
	農 業 委 員 会 事 務 局	12 頁
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	12 頁
7	む す び	12 頁
	随 時 監 査 (工 事 監 査)	14 頁

定期監査

1 実施期間及び対象箇所

(平成 27 年 10 月 13 日から平成 27 年 11 月 9 日まで)

実施年月日	対 象 箇 所
平成 27 年 10 月 13 日	城田支所 豊浜支所 北浜支所
平成 27 年 10 月 14 日	検査室 総務課 職員課 管財契約課 債権回収対策室
平成 27 年 10 月 19 日	生活支援課 収税課 危機管理課 防災施設整備課
平成 27 年 10 月 20 日	秘書課 広報広聴課 企画調整課 財政課
平成 27 年 10 月 26 日	戸籍住民課 市民交流課 人権政策課 情報調査室
平成 27 年 10 月 27 日	環境課 清掃課 健康課
平成 27 年 10 月 28 日	市立伊勢総合病院 会計課
平成 27 年 10 月 29 日	医療保険課 介護保険課 地域包括ケア推進課 課税課
平成 27 年 10 月 30 日	福祉総務課 こども課 高齢・障がい福祉課 商工労政課
平成 27 年 11 月 2 日	農林水産課 議会事務局 おおぞら児童園 しごうこども園 二見浦保育園
平成 27 年 11 月 4 日	観光振興課 観光誘客課 産業観光部現地視察
平成 27 年 11 月 9 日	御菌地域振興課 御菌生活福祉課 農業委員会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局

2 定期監査の対象事務

平成 27 年度 (4 月から 9 月まで。ただし、必要がある場合は対象以外にも及ぶ) における予算の執行、財産の管理等について、地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査を実施した。

3 監査を実施した監査委員

畑 芳 嗣 (識見監査委員)
中 井 豊 (識見監査委員)
佐之井 久 紀 (議選監査委員)

4 監査の方法

本年度実施した定期監査は、事前に提出された資料に基づき、監査委員が各所属長等から所管業務などの説明を受け質疑応答方式により実施した。

また、関係諸帳簿、証書類等の試査・照合等の調査を事務局職員が行った。

5 監査の主眼

予算の執行に関しては、収入の確保が適正に行われているか、支出は効果的に行われているか、違法、不当な会計処理がなされていないかなどのほか、公有財産、物品、その他財産の取得、管理、処分及び契約、検収の事務が、それぞれ適正に行われているか、各所属長管理となっている前渡資金、つり銭等現金の出納及び保管は適正になされているか、補助金等の効果は十分発揮されている

か、また、前年度の指摘事項、意見については適切に対応されているかなどを主眼として実施した。

6 監査の結果

本年度上半期においては、所管する事務事業の執行にあたっては施策方針に沿いながら、歳入については市税をはじめとする自主財源の確保に努め、歳出については経常経費の抑制を図りつつ、財政運営の健全化に努力され、おおむね所期の成果を挙げられたものと認めるものである。

監査結果については次に述べるとおりであるが、監査時に気づいた簡易な事項については、その都度口頭で指摘し、改善を必要とする項目については、是正を指示した。

(全般的共通事項)

(1) 事務事業においては進捗状況を確認し、予算の執行については、関係諸帳簿、証書類等を確認したところ、一部に不備が見受けられたので、その場において改善するよう指示したところであるが、それ以外は、おおむね良好に処理がなされていると認めるところである。

今後とも市民の求めるニーズを的確に把握し、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう期待するものである。

(2) 市債権の滞納は、財源確保及び市民の負担の公平性・公正性の観点から懸念するところである。

厳しい経済情勢の中で徴収に従事している職員の労苦は理解するが、歳入確保は財政上の喫緊の課題となっていることから、市全体の問題として、更に有効な未収金対策に取り組まれるよう望むものである。

(3) 事務補助団体の経理事務において、その処理方法が一部不適切な取り扱いが見受けられたため、適正な事務処理をされたい。

また、補助金交付については、補助金等交付規則等に基づきその適否(公益性、必要性、目的、効果)を検証するとともに、実績報告の審査にあたってはより一層厳正に精査されたい。

(4) 時間外勤務については、その削減に鋭意取り組まれているところであるが、国の施策に伴う関連業務等の増大もあり全体的には増えている。今後の業務見直し、効率化、仕事の配分等を考え、削減の努力を望むものである。

管理職員におかれては、職員の心身の健康面に配慮しつつ、職場全体で業務に取り組む体制が取れよう工夫し、時間外業務が特定の職員に集中しないように、所属内の事務分担の平準化を図られたい。

(5) 文書事務については、簿冊登録をしていない、鉛筆書き、決裁印漏れ、訂正の押印漏れ、收受印漏れ、決裁区分、保存期間の間違い、文書件名の不明確な記載などが散見された。更に、公文書にもかわらず簡易決裁で処理されているものが見受けられた。

文書は行政機関の諸活動における記録の保存、責任の明確化等の観点から重要であり、行政の適性かつ効率的な運営にとって必要なものであるとともに、情報公開条例に基づく開示請求の対象であることから、職員一人ひとりが関係規程を理解し常に市民の目を意識して適正な処理をされ

たい。

- (6) 研修会、先進地視察等の復命書において、3日以内に復命されていないもの、資料の添付がないもの、鉛筆書きのメモが残されているものが散見された。研修等によって得られた情報・知識や経験及びその記録は、情報伝達や共有の意味合いもあり、新事業の企画・創造や既存事業の見直しの貴重な資料として役立つものであるため、適正な事務処理に努められたい。

(各課・室に関する事項)

検 査 室

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 復命書において、資料が添付されておらず、その所在も記載されていないものが見受けられた。
文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 限られた職員で多様な種類の工事検査を担当しており、専門外の分野の工事検査もあることから、一部外部委託も考慮されたい。

総 務 部

総務課 職員課 管財契約課 課税課 収税課 債権回収対策室

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【総務課】

指摘事項

- (1) 領収書（控）が簿冊登録されていない。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 業務の効率化、不正行為の防止、財務管理の徹底を図るため、関係課と連携の上、内部統制を確立し、組織管理に取り組みたい。
- (2) マイナンバー制度の導入等にかかる行政事務の電算システム化が今後ますます進むと考えられることから、委託業者への情報保護対策に万全を期されたい。

【職員課】

指摘事項

- (1) 収受印がない文書、復命書を3日以内に作成していないもの、印漏れのもの、鉛筆書きのメモが残されているものが見受けられた。職員服務規程及び文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 本年成立した「女性活躍推進法」で、女性の活躍に関する「行動計画」の策定、公表等が義務付けられ、また、男女共同参画基本計画において、女性管理職への登用が求められている。本市においても適切な対応を望むものである。

【管財契約課】

指摘事項

- (1) 燃料単価契約の決裁において、単価の決定根拠の記載がないため、明示されたい。

意見

- (1) 工事見積書の積算において、特に10万円未満のものには不明瞭な点が認められる。工事価格の妥当性に疑問が残る部分もあることから、見積書の内容を積算方式に改めるように関係所属に指導されたい。

【課税課】

指摘事項

- (1) 復命書において、鉛筆書きのメモが残されているものが多数見受けられた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。
- (2) 時間外勤務が月100時間を超えている職員がいる。やむを得ない事情も理解するが、職員の健康管理及び経費削減の見地から、更なる業務の見直しを図り削減されたい。
また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。

意見

- (1) 法人市民税等の課税は申告制を基本としているが、税負担の公平性から課税客体の把握漏れのないように努められたい。

【収税課】

指摘事項

- (1) 復命書において、3日以内に作成していないもの、鉛筆書きのメモが残されているもの、報告日が誤っているものが見受けられた。職員服務規程及び文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。
- (2) インターネット公売綴において、文書管理システムで管理すべき起案文書が簡易決裁で処理されている。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。

意見

(1) 固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された内容に対する不服を審査するための中立的な執行機関であるため、会の庶務は税務部門以外で所掌することを検討されたい。

(2) 個人市民税の特別徴収義務者の滞納に対し、督促状及び催告書の送付によって早期納付を促しているが、本来は従業員からの預かり金であるため、徴収に注力されたい。

危機管理部

危機管理課 防災施設整備課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

また、意見については特に認められなかった。

【危機管理課】

指摘事項

(1) 復命書がないもの、また 3 日以内に作成していないもの、鉛筆書きメモが残されているものが見受けられた。職員服務規程及び文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。

(2) 時間外勤務が月 100 時間を超えている職員がいる。やむを得ない事情も理解するが、職員の健康管理及び経費削減の見地から、更なる業務の見直しを図り削減されたい。

また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。

情報戦略局

秘書課 情報調査室 企画調整課 財政課 広報広聴課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

また、意見については特に認められなかった。

【情報調査室】

指摘事項

(1) 統計調査支援システム業務委託において、仕様書に定められている運用保守計画書が受託業者から提出されていないため、適正な管理をされたい。

【企画調整課】

指摘事項

(1) ふるさと応援寄付金書類において、收受印漏れが多数見受けられた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。

【財政課】

指摘事項

(1) 復命書において、鉛筆書きのメモが残されているものが見受けられた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。

【広報広聴課】

指摘事項

(1) 復命書において、鉛筆書きのメモが残されているものが見受けられた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。

環 境 生 活 部

市民交流課 戸籍住民課 人権政策課 環境課 清掃課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

また、意見については特に認められなかった。

【市民交流課】

指摘事項

(1) 事務補助団体の経理において、現金の長期保管や立替払いなど不適切な処理が見受けられた。事務補助団体とはいえ公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。また、事務補助団体の経理審査を厳格に行い適正な会計指導をされたい。

【戸籍住民課（各支所を含む）】

指摘事項

(1) 復命書において、鉛筆書きのメモが残されているものが見受けられた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。

【人権政策課】

指摘事項

(1) 復命書において、鉛筆書きのメモが残されているもの、保存期間が誤っているものが見受けられた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。

(2) 事務補助団体において、収入伺を作成していないもの、收受印がない文書などが見受けられた。適正な事務処理をされたい。

【環境課】

指摘事項

(1) 領収書（控）において、未記載のまま次の番号を使用しているものが見受けられた。領収書の取扱いについては、不正防止の観点から適正な事務処理をされたい。

(2) 復命書において、3日以内に作成していないもの、鉛筆書きのメモが残されているものが見受けられた。職員服務規程及び文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。

健康福祉部

健康課 医療保険課 介護保険課 地域包括ケア推進課 生活支援課 福祉総務課 こども課
高齢・障がい福祉課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【医療保険課】

指摘事項

- (1) 復命書において、印漏れのもの、郵便切手受払い簿において、訂正印漏れのものが見受けられた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 厚生労働省では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の数量シェアを平成 29 年度末までに 60%とすることを目標としつつ、平成 28 年度中での前倒しでの達成を求めている。本市においても一層の努力を願いたい。

【介護保険課】

指摘事項

- (1) 郵便切手受払い簿において、訂正印漏れのものが見受けられた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。
- (2) 復命書において、3 日以内に作成していないもの、鉛筆書きのメモが残されているものが見受けられた。職員服務規程及び文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 介護認定結果通知は原則申請日から 30 日以内となっているが、今年度は認定調査員が増員になったこともあり、期限内での対応が大幅に増加した。今後も法定期限内にすべての結果通知が出せるよう努力を望むものである。

【生活支援課】

指摘事項

- (1) 復命書において、3 日以内に作成していないもの、鉛筆書きのメモが残されているものが見受けられた。職員服務規程及び文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。
- (2) 郵便切手受払い簿において、訂正印漏れのもの多数見受けられた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。
- (3) 経理状況報告書において、起案本文中に関係法規等提出根拠が記載されていない。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 生活保護費の不正受給は全国的にも問題となっており、本市でも平成 26 年度 44 件認められた。実態把握により一層努められ、公平で適正な支給を望むものである。

【福祉総務課】

指摘事項

- (1) 事務補助団体の経理において、伝票漏れが見受けられた。事務補助団体とはいえ公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。

【こども課（各保育所を含む）】

指摘事項

- (1) 保育料徴収職員証を嘱託職員に発行しているが、徴収職員への委任は嘱託職員にはできないため、法令を遵守されたい。
- (2) 保育所給食の賄材料費において、発注先の選定基準が不明瞭なものがあるため、説明責任が果たせるよう基準を明確化されたい。
- (3) 復命書において、鉛筆書きのメモが残されているものが見受けられた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。
- (4) 保育所の主食費において、通帳の出金日と領収日に相当日数が経過しているものがあり、長期間にわたる現金の保管が見受けられた。盗難の危険性があるため、支払い方法を改善するなど適正な事務処理をされたい。
- (5) 保育所において、物品等の発注から請求書送付までの管理が一元化されていなかった園が見受けられた。適正な事務処理をされたい。
- (6) 時間外勤務が月 100 時間を超えている職員がいる。やむを得ない事情も理解するが、職員の健康管理及び経費削減の見地から、更なる業務の見直しを図り削減されたい。
また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。

意見

- (1) 放課後児童クラブを運営する団体において、委託料の差し押えを受けた事例がある。今後は受託者の運営能力等適格性をより慎重に審査することで委託の適否を検討されたい。また、運営委託金の 6 割を前払いしているが、支払い割合や回数等方法も検討されたい。

【高齢・障がい福祉課】

指摘事項

- (1) 伊勢市障害者総合相談支援センター運營業務委託において、仕様書で業務日報、相談等の記録は翌月 20 日までに作成し提出するとなっているが、收受日が遅延しているものがある。仕様書を遵守するよう指導されたい。

(2) 復命書において、3日以内に作成していないものが見受けられた。職員服務規程に基づき適正な事務処理をされたい。

(3) 時間外勤務が月100時間を超えている職員がいる。やむを得ない事情も理解するが、職員の健康管理及び経費削減の見地から、更なる業務の見直しを図り削減されたい。

また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。

産 業 観 光 部

商工労政課 農林水産課 観光振興課 観光誘客課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【商工労政課】

指摘事項

(1) 復命書において、3日以内に作成していないものが見受けられた。職員服務規程に基づき適正な事務処理をされたい。

【農林水産課】

指摘事項

(1) 事務補助団体の経理において、収入及び支出の伝票が作成されていないものが見受けられた。事務補助団体とはいえ公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。

(2) 復命書において、宛先が未記載、時間、会場や出席者が記載されていないなど、復命書としての体裁を欠いているもの、課長及び副参事の復命書が課長決裁になっているものが見受けられた。文書管理規程及び事務決裁規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

意見

(1) 6次産業化を進めるには、マーケティング能力、JAS法等の法務知識、販路開拓など、事業者が克服すべき難しい課題が多いことから、農林水産物の地域資源調査に基づいて、行政が主導支援し市域全体が活性化を感じる仕組み(体制)作りに取り組みされたい。

【観光振興課】

指摘事項

(1) 復命書において、鉛筆書きのメモが残されているものが多数見受けられた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。

(2) 事務補助団体の経理において、日々の収入伝票が整理されていないもの、釣銭に使用する前渡資金の受領印がないもの、領収書が添付されていないものなど不適切な処理が見受けられた。公

務として事務局を担っていることから、適正な事務処理をされたい。

- (3) お伊勢さんマラソン競技運営等業務委託において、受託書を受け取っているが契約書を作成していないため、大会運営上問題が生じた際のリスク回避の意味からも契約書を作成されたい。
- (4) 時間外勤務が月 100 時間を超えている職員がいる。やむを得ない事情も理解するが、職員の健康管理及び経費削減の見地から、更なる業務の見直しを図り削減されたい。
また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。

意見

- (1) 遷宮後の観光客数は減少傾向にあり、今後も観光振興計画に沿った観光客を維持していくには、この地域の新しい魅力の創出や発信が肝要である。関係市町及び各関係団体とより緊密な連携協議を行いながら、取り組まれることを望むものである。

【観光誘客課】

指摘事項

- (1) 復命書において、3 日以内に作成していないもの、鉛筆書きのメモが残されているものが見受けられた。職員服務規程及び文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。
- (2) 文書管理システムで管理すべき起案文書が簡易決裁で処理されているもの、供覧文書が決められた様式を使用していないものが多数見受けられた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。
- (3) 時間外勤務が月 100 時間を超えている職員がいる。やむを得ない事情も理解するが、職員の健康管理及び経費削減の見地から、更なる業務の見直しを図り削減されたい。
また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。

意見

- (1) 国内向けに様々な地域や手法で誘客活動に取り組んでいるが、地域的にはその効果が薄いと考えられるものもあるため、より効果的で結果につながる施策展開を望むものである。
- (2) 観光パンフレットにおいて、表記の誤っているもの等が散見された。成果品の精度確保のため十分な校正を望むものである。

御 菌 総 合 支 所

地域振興課 生活福祉課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

また、意見については特に認められなかった。

【地域振興課】

指摘事項

- (1) 三重県防災通信ネットワーク更新工事にかかる打ち合わせを工事業者と行っているが、報告書が作成されていないため、適正な事務処理をされたい。

【生活福祉課】

指摘事項

- (1) 証明手数料事務月報において、報告の決裁を簡易決裁で行っている。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。

会 計 課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

また、意見については特に認められなかった。

【会計課】

指摘事項

- (1) 預金収入伺いにおいて、専用の決裁様式を使用しているが、その様式を使うための決裁を得ていない。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。

市立伊勢総合病院

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

また、意見については特に認められなかった。

指摘事項

- (1) 委託契約及び物品購入において、特命理由、購入手続き及び資金前渡理由に不適切なものが見受けられた。法令等に基づいた事務処理をされたい。
- (2) 復命書において、3日以内に作成していないもの、決裁権者の印や訂正印が漏れているものが多数見受けられた。職員服務規程及び文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。
- (3) 時間外勤務が月 100 時間を超えている職員がいる。やむを得ない事情も理解するが、職員の健康管理及び経費削減の見地から、更なる業務の見直しを図り削減されたい。
また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。

議 会 事 務 局

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。
また、意見については特に認められなかった。

指摘事項

- (1) 復命書において、3日以内に作成していないものが見受けられた。職員服務規程に基づき適正な事務処理をされたい。

監査委員事務局

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

農業委員会事務局

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 農地法にかかる各種申請書の調査書において、鉛筆書きや修正液での訂正、訂正印漏れが多数見受けられた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 農地の違反転用は優良農地保全にとって看過できないものであるが、転用制度への認識不足もあることから、十分な周知啓発を行い申請漏れのないように努められたい。

選挙管理委員会事務局

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

7 むすび

自治体における行政事務は、制度改正や権限委譲及び政府の施策によって業務が増大し複雑化している。

当市においても同様であり、限られた職員数の中で住民サービスを効率的に確実に実施していくには個々人のスキルアップと工夫が求められる。

しかしながら、本年度の定期監査においても書類審査で日常の事務執行に必要な知識の欠如によ

る間違い、単純ミスによる誤った事務処理、また内部チェックが不十分な事例が数多く見られた。これは職員間の事務引継ぎや情報伝達・共有がしっかりとできていないことにも原因があると思われる。

市政においては、公平性、透明性に留意し、常に最小の経費で最大の効果を挙げるコスト意識を持ち、市民目線で業務を行っていくことが大切である。

職員一人ひとりが業務を通して、また自己研鑽や職員研修によって能力アップを図り職業倫理を向上させることがひいては住民サービスの向上に繋がり、市政への信頼が高まるものとする。各職員が常に向上心を持ち、市民から信頼される業務の遂行にあたられることを望むものである。

随時監査（工事監査）

1 実施年月日及び対象工事等

実施年月日	対 象 工 事	所 管 課
平成 27 年 11 月 11 日	豊北漁港有滝物揚場保全工事	農林水産課
	秋葉山トンネルほか修繕工事	維持課

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく随時監査

3 監査を実施した監査委員

畑 芳 嗣 （識見監査委員）
中 井 豊 （識見監査委員）
佐之井 久 紀 （議選監査委員）

4 監査の方法

平成 27 年度施行の工事のうち、大規模かつ施工中のものから抽出して実施した。工事監査は工事について特に高度の専門的知識と経験が必要なため、公益社団法人 大阪技術振興協会に技術士の派遣を求め、その技術士が書類審査及び現地調査を実施するとともに、監査委員が技術士に同行して監査を実施した。

5 監査の結果

工事の執行については、契約事務、計画、設計、積算及び施工は関係法令等に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、意見については次に述べるとおりである。

技術士から提出された工事技術調査結果報告書については6に記載のとおりであるが、内容を十分検討の上、今後とも工事の設計及び施工にあたっては、品質の確保と技術の向上を図るとともに、経済性、安全性及び環境面に配慮しながら適正な施工管理に努められたい。

また、監査対象外の技術系職員におかれては、工事監査の結果を共有され、今後の技術向上に生かされるよう強く望むものである。

【豊北漁港有滝物揚場保全工事】

意見

(1) 仕様については、市の統一されたチェックマーク方式の特記仕様書（施工条件明示一覧表）により施工条件が示されているが、本工事のような海水域での土木工事は現場条件に合わせた特注工事であり現場に応じた仕様を明記することが望ましい。少なくとも施工上の最低限必要な事項は別途「特記仕様書」に記載することで発注者の意向を明確にすることが必要と思われる。

(2) 打ち合わせ簿、指示書など工事監理記録は都度記入され、課長まで押印確認されるなどよく整理

されている。今後事業の進捗に合わせて重要事項に関わる協議も予測される。工期も近づいてきており手戻りが生じないように明確な指示およびその確認を行われたい。これまで同様にその都度記録に残すとともに課内での情報共有に努められたい。

- (3) 今後、本保全工事の対象となったような港湾施設に関わる社会資本を延命化していく工事が増加してくることが予測される。そのため予防保全的に適切な時期に適切な点検・維持管理を行うこと、またその履歴の蓄積を行っていくことが重要になる。その観点から職員の維持管理に関わる技術の向上と点検項目の精度の維持に努められたい。

【秋葉山トンネルほか修繕工事】

意見

- (1) 設計内訳書は本工事実施に必要な事項はすべて含まれていると判断できる。ただし、一部において設計内訳書と設計図面で用語に不統一（「ひび割れ補修工」「ひび割れ注土工」など）が見られるので今後は注意をされたい。
- (2) 市の統一されたチェックマーク方式の特記仕様書（施工条件明示一覧表）により施工条件が明示されているが、本件のようなトンネル内での補修工事は、統一仕様で対処できるものではなく、湧水量や湧水箇所、更には巻き立てコンクリートの変状などの現場条件に合わせた特注工事であり、現場の状況に応じた仕様を明記することが望ましい。少なくとも施工上の最低限必要な事項は、別途「特記仕様書」に記載することで発注者の意向を明確にすることが必要と思われる。
- (3) 当該トンネル内工事に伴い通行止めが必要になる。このことについての地元の了解の取り付けに時間を要したため着手が遅れた。このため若干の工程遅れが生じており、計画時の工事出来高27.4%に対して調査時点では15.2%の進捗となっている。今後鋭意工事の進捗を図ることとなるが、高所作業車によるトンネル内の作業であり施工時の安全対策には細心の注意を払われたい。また、通行止めにして工事を実施しているため、一般交通への安全上の問題は少ない。一方で、自動車や自転車・歩行者は通行止めに伴い迂回を余儀なくされている。工程管理を適切に行い、予定通りに工事を完了し、早期に供用再開されるようにされたい。
- (4) 今後、今回対象となったトンネルだけでなく伊勢市で管理する多くの道路施設は老朽化が進むことが想定される。それらの機能確保のために適切な維持管理がますます重要になってくる。その一方で維持管理に投資できる財源は減少傾向にあり、施設の予防保全的な維持管理とその延命化が求められる。今後は各施設の劣化予測を行い、適切な時期に適切な維持管理を行うための「点検データの収集蓄積」、「均質なデータ収集のための職員の技術力向上」、さらに人材不足に対処するため「ICTの活用」や「メンテナンスフリー材料の使用」などの課題を整理しその対応策を講じられたい

6 工事技術調査結果報告書の概要

【豊北漁港有滝物揚場保全工事】

(1) 工事概要

ア 工事場所	伊勢市有滝町地先
イ 工事概要	施工延長 L=62.8m 物揚場護岸保全工事（係留杭補強工） N=12本
ウ 工事請負業者	朝日丸建設 株式会社
エ 工事費	設計金額 35,743,680円（税込） 契約金額 29,999,160円（税込） 落札率 83.9%（対設計金額）
オ 契約日	平成27年7月31日

- カ 工事期間 平成 27 年 7 月 31 日～平成 28 年 1 月 15 日
- キ 工事進捗状況 (平成 27 年 11 月 11 日現在)
計画出来高 93% 実施出来高 80%
- ク 設計業務委託業者 中央コンサルタンツ株式会社 三重事務所

(2) 書類調査における所見

この工事の工事施行伺、設計内訳書などの関係書類については、必要なものが整理保管されていることを確認した。次いで、当該工事の計画・設計・積算・契約・施工管理等の各段階における技術的事項について調査した。必要に応じてこれらの書類で確認するとともに、疑問点については関係者に補足説明を求めた。その結果、調査日時点では総括的には全般に良好であると判断できる。

ア 工事着手前における所見

(ア) 調査・計画に関する書類について

当該施設は平成 7 年に整備されたものであり 20 年以上の長期間に渡り海水にさらされていることから劣化が想定された。そこで機能保全のための詳細調査を実施したところ、係留杭及び係留装置の損傷が見られ、放置した場合は、施設の機能を失う恐れがある状態であり、早急な対策が必要と判断された。

そのため、豊北漁港の機能保全計画書に基づき、損傷が激しい浮き栈橋の係留杭及び係留装置の保全工事を実施するものである。

この事業は水産庁所管の「水産物供給基盤機能保全事業」として 50%の国庫補助を受けて実施するものである。

(イ) 設計に関する書類について

a 設計内容について

(a) 基本となる計画

設計業務は外部委託とし 1 期工事部分 2 期工事部分を合わせて全体を要件付一般競争入札により実施し、中央コンサルタンツ (株) が行っている。

全体延長 90m、鋼管杭 18 本であるが補助金割りあての都合上 1 期工事として平成 26 年度で延長 27.2m、鋼管杭 6 本について先行実施、残る延長 62.8m、鋼管杭 12 本について 2 期工事として平成 27 年度実施しているものである。設計の基本方針は既存の鋼管杭の損傷部位を修復補強するものである。

その工法については、鋼板溶接・水中硬化工法、鋼板溶接・ペトロラタム工法 (FRP カバー)、ペトロラタム工法 (SUS カバー)、鋼管杭更新工法について工法比較を行いライフサイクルコストが最小となる鋼板溶接・水中硬化工法を採用したものであり適切な判断であると思われる。

計画・調査・実施設計等に当たっては、漁港・漁場の施設の設計の手引き ((社) 全国漁港漁場協会 H15.10)、港湾構造物防食・補修マニュアル (沿岸開発技術センター H21.11)、鋼管杭現場縦継ぎ溶接作業要領 ((社) 鋼管杭鋼矢板技術協会 H24.3) などの基準や指針を参考としており適切に対処されている。

(b) コスト縮減対策など

既存施設の老朽化部分の取替ではなく既存施設を生かした修繕による補修コストの抑制、更に今後の更新コストも含めたライフサイクルコストの最小化を念頭に事業を行っている。

(c) 設計内訳書

設計内訳書は本工事实施に必要な事項はすべて含まれており特に問題となる点は見られない。

b 仕様について

市の統一されたチェックマーク方式の特記仕様書（施工条件明示一覧表）により施工条件が明示されている。

ただし、本工事のような海水域での土木工事は現場条件に合わせた特注工事であり現場に
応じた仕様を明記することが望ましい。少なくとも施工上の最低限必要な事項は別途「特記
仕様書」に記載することで発注者の意向を明確にすることが必要と思われる。

(ウ) 積算に関する書類について

積算にあたっては漁港漁場関係工事積算基準（（社）全国漁港漁場協会 H26 年度版）、積算
基準（三重県県土整備部 H26.7）、建設物価、建設資料によっている。なお、今回の「係留
装置製作工」については、三社見積で最も安価なものを採用するなどしており特に問題となる
点は見られない。

また、数量算出・設計書の照査などのチェック体制も農林水産課の設計積算担当者以外のもの
が照査を行うなど適切に対応されている。

(エ) 契約に関する書類について

入札は、要件付き（地域要件、格付等）一般競争入札で行われ、24 社が参加し、基準内の
最低価格の朝日丸建設株式会社が受注者に決定した。なお、本工事案件は予定価格事前公表制
度により行われたものである。この間の手続きは市の規定に基づいたもので適切に処理されて
いる。

また、工事請負契約書、工事履行保証関係書類、現場代理人届けなどの書類も整備されてお
り特に問題となる点はなかった。

設計業務については、中央コンサルタンツ株式会社に 26 年度施工分も含めて一括して委託
されているが、適正に事務処理されており手続き上問題となる点は見られなかった。

イ 工事着工後における所見

(ア) 施工管理に関する書類について

「施工計画書」に基づき、1. 施工体系図の作成と掲示、2. 安全管理関係書類、3. 工程
管理図、4. 緊急時の連絡体制（夜間、昼間）などについて詳細に確認したが良好に処理され
ていた。

(イ) 試験・検査等に関する書類について

鋼管杭防食被覆のための水中硬化形エポキシ樹脂などについて使用材料調書で確認したが、
特に問題となる点は見受けられなかった。

(ウ) 工事監督に関する書類について

打ち合わせ簿、指示書など工事監理記録は都度記入され、課長まで押印確認されるなどよく
整理されている。

今後事業の進捗に合わせて重要事項に関わる協議も予測される。工期も近づいてきており手
戻りが生じないように明確な指示およびその確認を行われたい。これまで同様にその都度記録
に残すとともに課内での情報共有に努められたい。

(3) 現場施工状況調査における所見

本調査時点（平成 27 年 11 月 11 日現在）では本工事の対象となる 12 本の係留杭について鋼材溶
接及び防食被覆が行われており全体の出来高は 80%であった。（写真－1 参照）



写真－1 係留杭の補修状況（浮棧橋は調査のため陸揚げされている）

ア 現場施工状況について

豊北漁港内での工事であり現場周辺には人家などの家屋もないことから、施工上の障害となる要素はないと言える。施工時の作業関係者の安全確保に十分に配慮して工事を進められたい。

イ 安全管理状況等について

港湾施設内での工事であり、一般通行の障害となるような事象は考えられず特に問題となる点はない。

(4) その他の所見

今後、本保全工事の対象となったような港湾施設に関わる社会資本を延命化していく工事が増加してくることが予測される。そのため、予防保全的に適切な時期に適切な点検・維持管理を行うこと、また、その履歴の蓄積を行っていくことが重要になる。その観点から、職員の維持管理に関わる技術の向上と、点検項目の精度の維持に努めていただきたい。

また、今回の調査対象工事は豊北漁港有滝物揚場保全のための事業であり、既存施設の補修による延命化を図ることが主目的で設備入れ替え更新までは対象としていない。補助金割りあての都合上、26年度及び27年度の二期に分割施工となったものであるが、このうち第一期として施工した26年度工区において一部不具合が生じている。

浮棧橋は潮位に追従して上下するようにガイドローラーが取り付けられている。この取り付け部において、暴風雨などの高波による異常外力の作用によるとみられるコンクリートの破壊が発生している。現時点ではその原因は未解明である。

そのため、27年度施工は鋼管杭の補強補修が終了した時点で一時中断状態にある。当面は26年度施工分の不具合の原因を解明し、その対応策を検討する必要がある。対応策によって①このまま浮棧橋を元の位置に据え付ける、②ガイドローラー取り付け部を補強する、③ガイドローラーの構造を改良する、④浮棧橋そのものを新規更新する等の方策が考えられる。

一方、本工事の財源は国庫補助金であり、水産庁所管の「水産物供給基盤機能保全事業」によるものである。この補助金の用途は施設保全に限定されている。したがって、対応策によっては今回の保全工事は打ち切って、浮棧橋を新たに更新するなどの施設改修更新工事が必要となる。いずれにしても第一期工事の不具合の原因解明が待たれる。

【秋葉山トンネルほか修繕工事】

(1) 工事概要

ア	工事場所	伊勢市辻久留2丁目地内ほか	
イ	工事概要	施工延長	357m
		ひび割れ注入工（高圧）	677m
		断面修復工	30 m ²
		剥落防止工	99 m ²

ウ	工事請負業者	株式会社	山野建設
エ	工事費	設計金額	60,951,960円(税込)
		契約金額	57,240,000円(税込)
		落札率	93.9%(対設計金額)
オ	契約日	平成27年9月18日	
カ	工事期間	平成27年9月18日～平成28年3月25日	
キ	工事進捗状況(平成27年11月11日現在)	計画出来高	27.4%
		実施出来高	15.2%
ク	設計業務委託業者	株式会社	アイ・エス・シー

(2) 書類調査における所見

この工事の工事施工伺、設計内訳書などの関係書類については、必要なものが整理保管されていることを確認した。次いで、当該工事の計画・設計・積算・契約・施工管理等の各段階における技術的事項について調査した。必要に応じてこれらの書類で確認するとともに、疑問点については関係者に補足説明を求めた。その結果、総括的には全般に良好であると判断できる。

ア 工事着手前における所見

(ア) 調査・計画に関する書類について

秋葉山トンネル、天神丘トンネルともに昭和5年に鉄道用トンネルとして整備されたものを道路トンネルに改修したものである。維持補修履歴としては、秋葉山トンネルは平成元年、天神丘トンネルは平成3年に実施した記録はあるが詳細カルテは残っていない。

トンネル施設の維持管理については、道路法の改正に基づく定期的な点検及び新たに策定された長寿命化計画により、これまでの破損を発見してから修繕するという事後的対応から、計画的かつ予防的な維持管理に転換を図る事となった。この観点から、トンネルの現状を調査把握し、必要箇所について維持修繕を行い、道路交通の安全確保を図るものである。

計画・調査などに使用した基準や指針類としては

- ・三重県公共工事共通仕様書 H24.7
- ・総点検実施要領【道路トンネル編】国土交通省 H25.2 など

であり、適切に取り扱われている。

今回のトンネル修繕工事の財源は社会資本整備総合交付金事業(防災・安全交付金)であり、国庫補助率は55%である。

なお、伊勢市管理の道路トンネルはこの2トンネルである。

(イ) 設計に関する書類について

a 設計内容について

(a) 基本となる計画

伊勢市トンネル長寿命化修繕計画に基づき、市の管理する秋葉山トンネル・天神丘トンネルについて外部委託により要修繕箇所の把握を行っている。

これに基づき「ひび割れ補修」「断面修復」「剥落防止」などを行うものであり、適切に対応されている。

(b) コスト縮減、環境対策

予防保全の観点から修繕工事を実施するものである。今後このような作業を継続していくことでトンネルの変状箇所およびその状況などのデータが蓄積され劣化予測や必要な時期に必要な維持補修がなされることになる。これにより適切な維持管理を行うことが可能となり、トンネル施設の長寿命化が図れるなどトータルコストの削減につながるものである。

(c) 設計内訳書について

設計内訳書は本工事实施に必要な事項はすべて含まれていると判断できる。ただし、一部において設計内訳書と設計図面で用語に不統一（「ひび割れ補修工」「ひび割れ注入工」など）が見られるので今後は注意をされたい。

b 仕様について

市の統一されたチェックマーク方式の特記仕様書（施工条件明示一覧表）により施工条件が明示されている。

ただし、本件のようなトンネル内での補修工事は統一仕様で対処できるものではなく、湧水量や湧水箇所、更には巻き立てコンクリートの変状などの現場条件に合わせた特注工事であり、現場の状況に応じた仕様を明記することが望ましい。少なくとも施工上の最低限必要な事項は別途「特記仕様書」に記載することで発注者の意向を明確にすることが必要と思われる。

(ウ) 積算に関する書類について

積算にあたっては、積算基準（共通編）および（道路編）（三重県県土整備部 H27.7）、設計単価表（三重県 H27.4）などによっており特に問題となる点は見られない。

また、見積による積算例としては、「注入液注入工」、「断面修復工」、「剥落防止工」などがある。それぞれ三者見積で最も安価なものを採用するなど適切に処理されている

さらに、数量算出・設計書の照査などのチェック体制も維持課の設計積算担当者以外のものが照査を行うなど適切に対応されている。

(エ) 契約に関する書類について

入札は、要件付き（地域要件、格付等）一般競争入札で行われ、9社が参加し、基準内の最低価格の（株）山野建設が受注者に決定した。なお、本工事案件は予定価格事後公表制度により行われたものである。（現在3,000万円以上の工事の1/3程度を試行的に事後公表としている。）この間の手続きは市の規定に基づいたもので適切に処理されている。

また、工事請負契約書、工事履行保障関係書類、現場代理人届などの書類も整備されており特に問題となる点はなかった。

設計業務については、（株）アイ・エス・シーが受託したものであるが、適正に事務処理されており手続き上問題となる点は見られなかった。

イ 工事着工後における所見

(ア) 施工管理に関する書類について

工事請負契約書、工事履行保証関係書類、現場代理人届などの書類も整備され特に問題は見当たらない。

監督員は施工計画書の提出を求め、内容確認するなど指示確認が十分にできており良好であると言える。

施工体制体系図、緊急連絡体制図なども適正に作成されている。

(イ) 試験・検査等に関する書類について

承諾願、試験結果などは適切に確認管理されていた。

(ウ) 工事監督に関する書類について

必要の都度適宜確認がなされており、特に問題となる点はなかった。

(3) 現場施工状況調査における所見

当該トンネル内工事に伴い通行止めが必要になる。このことについての地元の了解の取り付けに

時間を要したため着手が遅れた。このため若干の工程遅れが生じており、計画時の工事出来高 27.4% に対して調査時点では 15.2%の進捗となっている。今後鋭意工事の進捗を図ることとなるが、高所作業車によるトンネル内の作業であり、施工時の安全対策には細心の注意を払われたい。また、通行止めにして工事を実施しているため、一般交通への安全上の問題は少ない。一方で、自動車や自転車・歩行者は通行止めに伴い迂回を余儀なくされている。工程管理を適切に行い、予定通りに工事を完了し、早期に供用再開されるようにされたい。

ア 現場施工状況について

現場施工に関しては設計図書通りに行われており特に問題となる点はないことを確認できた。

また、施工体系図等の標識の掲示に関しては、工事現場の公衆の見やすい場所に規定通り掲示されており良好であった。

今後工事進捗を図ることになるが、トンネル内での閉所空間作業であるため発注者は作業時の安全面に十分に配慮して受注者を指導監督し、工期内に無事故無災害での竣工をめざしてください。



写真－1 秋葉山トンネル入口付近

イ 安全管理状況について

トンネルは完全に通行止めとして工事を施工しているため、一般車や歩行者は迂回しており一般交通への安全上の問題は少ない。

(4) その他の所見

今後、今回対象となったトンネルだけでなく伊勢市で管理する多くの道路施設は老朽化が進むことが想定される。それらの機能確保のために適切な維持管理がますます重要になってくる。その一方で維持管理に投資できる財源は減少傾向にあり、施設の予防保全的な維持管理とその延命化が求められる。

今後は各施設の劣化予測を行い、適切な時期に適切な維持管理を行うための「点検データの収集蓄積」、「均質なデータ収集のための職員の技術力向上」、さらに人材不足に対処するため「ICTの活用」や「メンテナンスフリー材料の使用」などの課題を整理しその対応策を講じられたい。